

伊豆の国市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置について

制定 平成24年5月22日 決裁

改正 平成28年11月10日 決裁

改正 平成30年3月19日 決裁

伊豆の国市建設工事約款（平成17年伊豆の国市告示第52号）第10条第4項の規定による現場代理人の工事現場での常駐義務の一部を緩和し、兼務を認める措置について必要な事項を下記のとおり定める。

記

第1 現場代理人の兼務ができる工事

伊豆の国市発注の建設工事で、特に認めた工事を2件まで兼務できるものとし、次の要件全てを満たすことを条件とする。

(1) 建築工事以外の工事

それぞれの工事の請負額（税込）が3千500万円未満の工事

(2) 建築工事の場合

それぞれの工事の請負額（税込）が7千万円未満の工事

(3) 地理的要件

兼務する工事現場までの移動距離が直線距離で5km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内の工事

第2 現場代理人を兼務する場合の手続き

(1) 現在施工中の工事と新規落札工事の兼務を希望する場合

現在施工中の工事の監督員と十分調整のうえ、新規落札工事の契約後、様式第1号による現場代理人の兼務申請書を提出し、承認を得たうえで、代理人の通知を提出すること。

(2) 同時期に落札した二つの新規工事で、兼務を希望する場合

発注機関と十分調整のうえ、新規落札工事の契約後、業務申請を様式第1号による現場代理人の兼務申請書にて行い、承認を得たうえで、代理人の通知を提出すること。

第3 現場代理人の兼務を認めない場合

以下のいずれかに該当する場合は、緩和措置を認めない。

(1) 過去2ヵ年度及び本年度に伊豆の国市指名停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく指名停止を受けたことがある場合

(2) 過去2ヵ年度及び本年度に完成した市発注工事において、工事成績評点64点以下の工事がある場合

(3) 工事執行当初において、設計変更により2件の工事の請負額（税込）の合計が7千万円以上（建築工事の場合は1億4千万円以上）となるような変更があらかじめ予想される場合は、現場代理人の兼務は認めない。

第4 現場代理人の兼務が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理等により一層配慮しなければならない。

(1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。

(2) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

第5 その他

- (1) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに工事成績に反映させ、契約解除や指名停止等の措置をとることがある。
- (2) 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

附 則

この措置は、決裁日から施行する。

附 則

この措置は、決済日から施行する。

附 則

この措置は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

伊豆の国市長 あて

住 所

申請者 名 称

氏 名

Ⓔ

伊豆の国市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。
 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先		
工事1（兼務元） （施工中の工事又は兼務する工事） 請負代金（税込） _____ 円	工事番号・工事名			
	工 種			
	工 事 箇 所			
	工 期	年 月 日～ 年 月 日		
	工 事 担 当 課			
	担 当 監 督 員			
	工事2（兼務先） （兼務する工事）	工事番号・工事名		
請負代金（税込） _____ 円	工 種			
	工 事 箇 所			
	工 期	年 月 日～ 年 月 日		
	工 事 担 当 課			
	担 当 監 督 員			
	工事1からの直線距離	約	km	
	工事1からの所要時間	約	分	